

産業廃棄物処理業 許可申請の手引き 〈処分業〉

久留米市 環境部 廃棄物指導課

令和3年1月作成

目 次

産業廃棄物処分業許可申請における受付手順

1. 産業廃棄物処理業（処分業）に関する申請について	1
（1）産業廃棄物処理業（処分業）に関する許可申請	1
① 産業廃棄物処理業（処分業）の許可の種類	1
② 産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請の種類	1
③ 産業廃棄物処理施設の設置許可について	2
（2）許可申請の方法及び許可申請手数料について	2
（3）産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請に関する講習会	3
①講習会の種類	3
②講習会実施機関	3
（4）講習会終了証の許可申請上の取扱いについて	4
① 新規許可申請の場合	4
② 更新許可申請の場合	4
③ 変更許可申請の場合	4
（5）欠 格 要 件	4
① 対 象 者	4
② 欠格要件	5
2. 申請にかかる必要書類と記載要領	5
（1）提出書類一覧	6
① 産業廃棄物処分業	6
② 特別管理産業廃棄物処分業	7
（2）先行許可証の写しの提出により省略できる書類について	8
（3）申請書の作成要領について	8
① 申請書の作成要領	8
② 添付書類の作成要領	10
（4）取り扱う産業廃棄物の種類	16
① 産業廃棄物の分類	16
② 特別管理産業廃棄物の分類	17

1. 産業廃棄物処理業（処分業）に関する申請について

（1）産業廃棄物処理業（処分業）に関する許可申請

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長（以下「政令市長」という。注1参照。）の許可を受けなければなりません。

許可は、業を行う都道府県又は政令市ごとに受けなければならず、複数の業（産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業）を行う場合は、それぞれの業について許可が必要となります。

注1）政令で定める市とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第27条に規定する市のことであり、地方自治法に規定する指定都市や中核市等がこれに該当します。福岡県内では福岡市、北九州市、久留米市が該当します。

① 産業廃棄物処理業（処分業）の許可の種類

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可には、以下の2つの種類があります。

◆産業廃棄物処分業

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を中間処理又は最終処分する業務。

◆特別管理産業廃棄物処分業

特別管理産業廃棄物を中間処理又は最終処分する業務。

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物は取扱えません。

② 産業廃棄物処理業（処分業）の許可申請の種類

産業廃棄物処分業の許可申請には以下の3つの種類があります。

◆新規許可申請

初めて処分業を行おうとする場合の申請です。

過去に許可を取得したことがあっても、更新の申請をせず有効期限を過ぎてしまったり、一旦廃業するなど、既にその許可の効力が失われている場合に、改めて許可を取得する場合にも、新規許可申請になります。

◆更新許可申請

現在受けている許可の有効期間満了後も、引き続き処分業を行おうとする場合に必要な申請です。

産業廃棄物処理業の許可の期限は、その種類にかかわらず5年間（優良産廃処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）です。有効期間満了後も継続して業を行う場合は、許可の更新が必要となります。

許可の更新申請については、現在の許可の有効期間内に行う必要があります。許可の更新を受けずに有効期限を過ぎてしまうと理由の如何によらず許可が失効し、その時点から当該許可に基づく処分業を行うことはできなくなります。引き続き処分業を行うには新規許可の申請をしなければならなくなるので、期限切れにはくれぐれもご注意ください。

◆変更許可申請

現在許可を受けている事業の範囲の変更をしようとする場合に必要な申請です。

産業廃棄物処分量の許可をすでに受けている者が事業の範囲を変更しようとする場合は、必ず事前に変更許可を受けなければなりません（ただし、その変更が事業の一部の廃止である場合は変更届になります。）。

事業の範囲の変更とは、

- ・ 取り扱う産業廃棄物の種類を追加する
- ・ 中間処理（焼却）に中間処理（破碎）を追加する

などの場合をいいます。変更届では手数料はかかりませんが、変更許可申請の場合は手数料が必要となります。

なお、変更許可は既に受けている許可の期限内での内部変更となるので、これによって許可の期限が延長されることはありません。

③ 産業廃棄物処理施設の設置許可について

産業廃棄物の中間処理施設を設置しようとする者は、その施設の処理能力が一定規模以上である場合、施設設置予定場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。また、産業廃棄物の最終処分場を設置しようとする者は、施設の規模に係らず、施設設置予定場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。

施設の設置許可は、営業許可としての「処理業の許可」とは別の「施設設置に関する許可」ですので、産業廃棄物の排出事業者の委託を受けて業として産業廃棄物を処理するか、自己の排出した産業廃棄物を自ら処理するかに関わりなく、設置する施設の種類と規模・能力によって許可が必要かどうかが決まります。（許可が必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条で定められています。）

また、許可を受けた施設の変更、休止、廃止、譲り受け又は借り受け、合併や分割等を行う場合にも、許認可の申請や軽微変更等の届出などの手続きが必要となります。

(2) 許可申請の方法及び許可申請手数料について

許可申請については直接窓口（久留米市環境部廃棄物指導課 環境部庁舎2階）へお越しいただくか、郵送による受付になります。なお、直接窓口へお越しの場合は、事前に予約の上お越しいただきますようお願いいたします。

原則、更新許可申請は許可の有効期限の2ヶ月前から受け付けております。

許可申請手数料については、申請する際、金融機関にて本市が発行する納付書で納付していただきます。直接窓口申請書を持参された場合は、申請書類の確認後に納付書を発行し、金融機関での納付完了後に再度窓口までお戻りいただき、「納入通知書兼領収書」の領収印が押印されていることを確認した後に受付をするという流れとなります。また、郵送による場合は、申請書が到着後に納付書を送付いたします。なお、金融機関の納付確認をしてからの申請書の受理となりますので、手数料の納付後は領収書の写しをFAXや電子メールにて

お知らせください。

なお、申請後、申請者の都合により申請を取り下げた場合や不許可になった場合、申請手数料を返還することはできませんのであらかじめご了承ください。

産業廃棄物処分量の許可申請に必要な申請手数料は、次のとおりです。

許可の種類	申請する処理業等の種類	手数料の額	
新規許可	産業廃棄物処分量	100,000円	
	特別管理産業廃棄物処分量	100,000円	
更新許可	産業廃棄物処分量	94,000円	
	特別管理産業廃棄物処分量	95,000円	
変更許可	産業廃棄物処分量	92,000円	
	特別管理産業廃棄物処分量	95,000円	
施設に関する許可	設置許可申請	第15条第4項	140,000円
		その他	120,000円
	構造・設備変更許可申請	第15条第4項	130,000円
		その他	110,000円
	譲受け又は借受け許可申請		70,000円
	合併又は分割認可申請		70,000円

(3) 産業廃棄物処分量の許可申請に関する講習会

産業廃棄物処分量の許可を申請するにあたって、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分過程）を受講し、修了しておく必要があります。当講習会は産業廃棄物の処理を行うために必要な専門的知識と技能の習得を目的に開かれるものです。

法人の場合は、法人登記簿上の役員又は廃棄物処理法の政令で定める使用人でかつ常勤の方が受講してください。

① 講習会の種類

- ◆産業廃棄物の処分課程 新規／更新
- ◆特別管理産業廃棄物の処分課程 新規／更新
- ◆産業廃棄物の収集・運搬課程／処分課程 新規／更新
- ◆特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程／処分課程 新規／更新

② 講習会実施機関……公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

講習会の日程確認や受講申込は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページで行うことができます。

(4) 講習会修了証の許可申請上の取扱いについて

業の許可申請にあたっての修了証の有効期限は、新規講習会の修了証の場合は修了後5年、更新講習会の修了証の場合は修了後2年です。許可申請には有効な修了証を添付する必要があります。

許可申請に添付する修了証は以下のとおりです。

① 新規許可申請の場合

新規講習会の修了証の写しを提出してください。

ただし、他の自治体で既に同種の業の許可を取得している場合は、その許可証の写し（有効なもの）を添付すれば、新規許可申請時であっても更新講習会の修了証の写しの提出を認めています。また、久留米市の許可失効後1年以内に再度新規許可を申請する等の場合も更新講習会の写しを提出することができます。

② 更新許可申請の場合

新規講習会又は更新講習会の修了証の写しを提出してください。

③ 変更許可申請の場合

前回の許可申請時に添付した修了証の写しを提出できますが、当該修了者がまだ在籍している場合に限りです。修了者が退職等で既に在籍していない場合は、有効な新規講習会又は更新講習会の修了証を提出してください。

なお、特別管理産業廃棄物処分過程の講習会の修了証については、産業廃棄物処分業の許可申請にも用いることができます。

(5) 欠格要件について

産業廃棄物処分業に関する新規許可、変更許可、更新許可のいずれの申請においても、次の①「対象者」に掲げる者が、②「欠格要件」のいずれかに該当している場合は、許可を受けることができません。

① 対象者

◆申請者

- ・申請者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人
- ・申請者が法人の場合には、監査役を含む全ての役員

◆申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- ア 本店及び支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- イ 上記アのほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

- ◆発行済株式総数の100分の5以上を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資

をしている者があるとき)

- ◆相談役、顧問その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

② 欠格要件

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（→精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適せつに行うことができない者）

ロ 破産者で復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 廃棄物処理法等(※)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法（傷害・傷害現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）及び暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

※廃棄物処理法等

廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

ホ 廃棄物処理法又は浄化槽法の規定により、許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

ヘ 廃棄物処理法又は浄化槽法の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法の規定による聴聞通知があった日から処分の日までの間に事業の廃止届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しない者

ト ヘに規定する期間内に事業の廃止の届出を行った場合、聴聞通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令で定める使用人又は当該届出にかかる個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ 産業廃棄物処理業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ヌ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 申請にかかる必要書類と記載要領

産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請には、次の一覧表に掲げる書類が必要です。新規、変更、更新によって必要な書類が異なるのでご注意ください。

申請書類の提出部数は正副2部です。正本の添付書類には原則として原本を添付する必要がありますが、窓口で原本照合ができた場合にのみコピーの添付を認めています。副本については申請者の控えとして返却いたしますので、コピーの添付でも構いません。

※原本照合について

「住民票」、「登記されていないことの証明書」、「法人登記簿謄本」、「納税証明書」等の公的機関が発行する証明書については、原則として原本を申請書（正）に添付する必要がありますが、原本を持参し、そのコピーを添付していただくことにより、こちらで原本照合を行い、適正と認めた場合は原本をその場で返却いたします。原本照合を希望される場合は申請時にお申し出ください。

(1) 提出書類一覧

① 産業廃棄物処分業

提出書類		法人・個人の別	様式など	新規	更新	変更
1	産業廃棄物処分業許可申請書 (新規・更新時)		省令様式第八号	○	○	
	産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書(変更時)		省令様式第十号			○
2	事業計画の概要を記載した書類 施設の設置及び維持管理に関する計画(技術上の基準)(設置許可を要する施設の場合のみ)		様式第七号の1～5	○	●	△
3	施設の写真(全景、保管施設を含む)			○	●	△
4	事業場の平面図、周辺見取り図及び字図、 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書			○	●	△
5	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類 及び図面 (埋立処分の場合)		様式第十四号ー(2)	○	●	△
6	施設の所有権又は使用権限を証する書類 売買契約書の写し等、土地の登記事項証明書 *借用の場合は賃貸契約書の写し又は施設使用承諾書		様式第三号	○	●	△
7	中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (中間処理の場合)		様式第十一号	○	●	△
8	産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有することを証する書類 技術管理者を証する書類(設置許可を要する施設の場合のみ)		適切な講習会終了証の写し	○	○	○
9	当該事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類		様式第五号	○	○	○
10	直前3年の各事業年度毎の貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書、個別注記表 直前3年の法人税額及び納付済額を証する書類	法人	納税証明書(税務署)	○	○	○
11	資産に関する調書 直前3年の所得税額及び納付済額を証する書類	個人	様式第六号 納税証明書(税務署)	○	○	○
12	定款又は寄付行為、及び法人の登記事項証明書 ※ 事業目的欄に産業廃棄物処分(処理)業務が記載されていること。	法人		○	○	○
13	申請者・法定代理人・政令使用人の住民票(本籍が記載されているもの。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書	個人		○	○	○

14	欠格条項に該当しない旨の誓約書		様式第四号	○	○	○
15	法人の役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人の住民票(本籍が記載されているもの。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 (注意)これらの者が法人の場合は、法人の登記事項証明書	法人		○	○	○
16	政令使用人をおく場合は委任状及び職位証明書			○	○	○
17	当該申請に係る既存の許可証の写し (更新・変更時)				●	●

「△」の書類は、変更許可申請に関わらない部分は省略可。

本市では適正な許可業務を行うため、「●」の書類についても法第18条に基づく報告として提出を求めている。
提出書類中の13又は15については省略することができる場合がある。

② 特別管理産業廃棄物処分業

提出書類		法人・個人の別	様式など	新規	更新	変更
1	特別産業廃棄物処分業許可申請書 (新規・更新時)		省令様式第十四号	○	○	
	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書 (変更時)		省令様式第十六号			○
2	事業計画の概要を記載した書類		様式第七号の1～5	○	●	△
3	施設の写真(全景、保管施設を含む)			○	●	△
4	事業場の平面図、周辺見取り図及び字図、 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書			○	●	△
5	周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類 及び図面 (埋立処分の場合)		様式第十四号一(2)	○	●	△
6	施設の所有権又は使用権限を証する書類 売買契約書の写し等、土地の登記事項証明書 *借用の場合は賃借契約書の写し又は施設使用承諾書		様式第三号	○	●	△
7	中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (中間処理の場合)		様式第十一号	○	●	△
8	特別産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類		適切な講習会終了証の写し	○	○	○
9	当該事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類		様式第五号	○	○	○
10	直前3年の各事業年度毎の貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書、個別注記表 直前3年の法人税額及び納付済額を証する書類	法人	納税証明書(税務署)	○	○	○
11	資産に関する調書 直前3年の所得税額及び納付済額を証する書類	個人	様式第六号 納税証明書(税務署)	○	○	○
12	定款又は寄付行為、及び法人の登記事項証明書 ※ 事業目的欄に産業廃棄物処分(処理)業務が記載されていること。	法人		○	○	○
13	申請者・法定代理人・政令使用人の住民票(本籍が記載されているもの。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書	個人		○	○	○
14	欠格条項に該当しない旨の誓約書		様式第四号	○	○	○

15	法人の役員(相談役や顧問等を含む)・株主又は出資者・政令使用人の住民票(本籍が記載されているもの。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書 (注意)これらの者が法人の場合は、法人の登記事項証明書	法人		○	○	○
16	政令使用人をおく場合は委任状及び職位証明書			○	○	○
17	性状の分析を行う設備の概要を記載した書類			○	○	
18	性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類			○	○	
18	当該申請に係る既存の許可証の写し (更新・変更時)				●	●

「△」の書類は、変更許可申請に関わらない部分は省略可。

本市では適正な許可業務を行うため、「●」の書類についても法第18条に基づく報告として提出を求めている。

(2) 先行許可証の写しの提出により省略できる書類について

許可申請時に(特別管理)産業廃棄物処理業の新規・更新・変更許可証、又は産業廃棄物処理施設の設置・変更許可証で有効なものであって、「規則第〇条〇〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載のある許可証(以下「先行許可証」という。注1参照)の写しを提出すれば、住民票等(注2参照)の書類については省略可能です。

ただし、先行許可証の許可時から当該申請までの間に役員等に変更があった場合、新しく加入した役員等(既に久留米市の許可を有している場合で、久留米市に変更の届出が済んでいる役員等については除く。)については省略できません。また、政令使用人については先行許可証の許可と当該申請で同一人物が定められている場合のみ省略できます。

なお、先行許可証自体の更新の際、当該許可証の写しの添付による省略を行うことはできません。また、先行許可証として用いることができるのは許可年月日から5年以内の許可証に限ります。

注1) 先行許可証に必要な記載事項については以下のとおり。

- ・「規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無」(産業廃棄物収集運搬業)
- ・「規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無」(産業廃棄物処分量)
- ・「規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無」(特別管理産業廃棄物収集運搬業)
- ・「規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無」(特別管理産業廃棄物処分量)
- ・「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 無」(産業廃棄物処理施設)

注2) 省略できる書類

- ・住民票
- ・登記されていないことの証明書又は医師の診断書
- ・誓約書

(3) 申請書の作成要領について

① 申請書の作成要領

第1面

◆「申請書表面右上の日付」

許可申請書を提出する年月日を記載します。(添付書類についても同様)

注意 受理時に記入いただきますので、作成時は空欄でお願いします。

◆「申請者」

申請者が個人の場合は、住民票に記載された住所及び氏名、電話番号を記載してください。

申請者が法人の場合には、法人登記簿に記載された本店の所在地、商号、代表者の役職及び氏名、電話番号を記載してください。

注 意 個人・・・住民票に記載された現住所、氏名（字体まで正確に）
法人・・・登記事項証明書記載の住所、法人名、代表者氏名

◆「事業の範囲」

取り扱う産業廃棄物の種類については、2（4）（P16～）をご参照ください。

注 意 ・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず等は『自動車等破砕物を含む』か『除く』を必ず明記してください。（例：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）
・当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合は、必ずその旨を明記してください。
・更新の場合は、原則、更新前の許可証の事業の範囲欄の記載どおりに記入してください。

◆「事務所及び事業場の所在地」

事務所及び事業場の所在地と電話番号を記載します。

「事務所」・・・問い合わせの窓口となる事務所の所在地と電話番号を記載。

◆事業の用に供するすべての施設

施設ごとに種類、設置場所、設置年月日及び処理能力を記載します。

産業廃棄物処理施設設置許可（15条許可）を有している場合には、許可年月日及び許可番号を併せて記載してください。

第2面

◆既に処理業の許可を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）別紙に一覧表を作成しても構いません。

◆申請者

申請者が個人の場合は、氏名（ふりがな必要）、生年月日、本籍、住所を記載します。

また、法人の場合には、法人名（ふりがな必要）、所在地を記載します。

注 意 個人・・・住民票の記載通りにご記入ください。
法人・・・登記事項証明書の記載通りにご記入ください。

◆法定代理人（申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

上記「申請者」と同様に記載します。

該当者がいない場合は「該当無し」と記載してください。

※廃棄物処理法第14条第5項第2号ハ・・・「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」

◆役員（申請者が法人である場合）

役員氏名（ふりがな必要）、生年月日、役職名・呼称、本籍、住所を記載します。（監査役も含め、法人登記簿に記載されている役員全員）

注 意 役員氏名、役職名、呼称については、登記事項証明書の記載どおりに記載し、氏名、生年月日、本籍、住所については、住民票の記載どおりにご記入ください。

第3面

◆発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

- ・発行済み株式の総数
- ・出資の額
- ・法人出資

注 意 上記は、登記事項証明書及び定款で確認。（氏名及び名称にはふりがなが必要）

- ・個人出資

注 意 住民票の記載通りにご記入ください。（氏名にはふりがなが必要）

- ・保有する株式の数又は出資の金額

◆廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人（次に該当する者がいる場合）

…※**政令使用人**（廃棄物処理法施行令第4条の7）

- ・本店又は支店の代表者
- ・産業廃棄物の収集運搬又は処分等の業に係る契約を締結する権限を有する者が役員等以外である場合

注 意 住民票のとおり、氏名（ふりがな必要）、生年月日、役職名・呼称、本籍、住所をご記入ください。

② 添付書類の作成要領

様式第七号の1

◆全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・品目
- ・処分方法
- ・処理後物の処理方法

を含めた概要を記入してください。

◆処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量

「産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物処理法に基づく廃棄物の種類を申請に係るすべてについて記入してください。

また、予定排出事業場が申請段階で特定できない場合は、「市内製造事業所等」、「市内解体事業場等」などと記載してください。

- ・産業廃棄物の種類

- ・処分方法
- ・処分量
 - 1ヶ月の処分予定量○t/月 ○m³/月 など
- ・性状
- ・予定排出事業場の名称及び所在地
- ・排出事業者によっては一般廃棄物になるもの有り。
 - ア. 紙くず イ. 木くず ウ. 繊維くず エ. 動植物性残さ
 - オ. 動物系固形不要物 カ. 動物のふん尿 キ. 動物の死体

様式第七号の2

◆施設の概要

処理施設の種類ごとに分けて作成する。

(例) 破碎施設2施設と選別施設1施設を有する場合には3枚になる。

ア. 処理施設の種類

更新の場合は、許可証と差異がないように記載します。

イ. 設置場所

更新の場合は、許可証と差異がないように記載します。

ウ. 設置年月日

更新の場合は、許可証と差異がないように記載します。

エ. 処理能力

更新の場合は、許可証と差異がないように記載します。

オ. 廃棄物の種類

更新の場合は、許可証と差異がないように記載します。

カ. 処理施設の処理方式及び設備の概要

注 意 機械のカatalog等を添付し、「別添カatalog記載のとおり」などとしてもかまいません。

キ. 環境保全設備の概要

注 意 「様式第七号の5記載のとおり」などとしてもかまいません。

様式七号の3

最終処分場の場合に記載します。

様式七号の4

◆処分業務の具体的な計画

ア. 業務を行う時間

(例) 9:00～17:00

イ. 休業日

(例) 日曜及び祝日

ウ. 従業員数内訳

役員と重複する「事務員・運転手・作業員」等は()書きで記入してください。
なお、申請日現在の従業員数を記載してください。

様式第七号の5

◆環境保全措置の概要

ア. 中間処理施設において講ずる措置

飛散流出、悪臭、粉塵及び施設の騒音振動等の防止措置を記載します。

イ. 保管施設において講ずる措置

飛散流出、粉塵、悪臭及び腐敗等の防止措置を記載します。

ウ. 最終処分において講ずる措置

最終処分の場合記載します。それ以外の場合は「該当なし」と記載します。

様式第三号

施設使用承諾書・・・所有者又は使用者が申請人でなければ承諾書が必要です。

- ・印鑑必ず必要
- ・期間・・・許可期間と同じく概ね5年間の承諾が必要です。
- ・土地の所有権を有する者が複数の場合は権利者全員の承諾が必要です。

様式第四号

誓約書

- ・住所・氏名

注 意 個人・・・住民票記載どおりの住所及び氏名を記入してください。

法人・・・登記事項証明書記載どおりの住所、名称及び代表者氏名を記入してください。

様式第五号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

I. 事業の開始に要する資金の総額 (= II + III)

⑦+①+②

⑦土地

1年分の賃借料

①事務所

1年分の賃借料

②収集運搬車両

1年分の賃借料・燃料費・車検代・保険料などの合計

調達方法

II. 自己資金

III. 借入金

(事業の開始に要する資金の総額)

IV. 借入先名

III. 借入金のところを記入があれば、IV. 借入先名の記載が必要です。

また、既存の施設及び事業場を使用し、処理業の許可申請に際して、特に資金を必要としない場合は、その旨を記載してください。

(例)「以前より他の事業を行っており新たに購入するものはない。」 など

様式第六号

資産に関する調書（個人用）

様式第十一号

中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

- ・ 廃棄物の種類ごとに作成してください。

添付書類

1. 申請人の住民票（申請者が個人の場合）

- ・ 概ね3ヶ月以内に発行したもの
- ・ 申請者の本籍、住所、氏名、生年月日が記載されたもの
- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの

2. 申請人の法人登記簿謄本（登記事項証明書）（申請者が法人の場合）

- ・ 登記事項証明書の種類は「履歴事項全部証明書」です
- ・ 3ヶ月以内に発行したもの
- ・ 申請者の住所、代表者名、役員、監査役、使用人、発行株式の総数、出資の額、事業の目的、役職名が記載されたもの

2-1. 役員等の住民票

- ・ 3ヶ月以内に発行したもの
- ・ 本籍、住所、氏名、生年月日が記載されたもの
- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの

2-2. 株主、出資者（5/100以上）の住民票

- ・ 3ヶ月以内に発行されたもの
- ・ 本籍、住所、氏名、生年月日が記載されたもの
- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの

2-3. 使用人の住民票

- ・ 3ヶ月以内に発行されたもの
- ・ 本籍、住所、氏名、生年月日・・・組織図、委任状
- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの

3. 登記事項証明書（成年被後見人、被保佐人に該当しないこと）

又は医師の診断書（精神の機能の障害の有無）

- ・ 3ヶ月以内に発行されたもの
- ・ 申請者（個人、法人の代表者）、法人の役員、使用人、株主及び出資者

4. 定款（写し可）

- ・ 目的、代表取締役及び役員数、決算時期、議事録
- ・ 事業目的欄に産業廃棄物処分（処理）業務が記載されていること

5. 納税証明書（その1）

- ・ 過去3年分

5-1. 直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

※申請時直前の3ヶ年の決算状況等に関する書類が次のいずれかに該当する場合、

①「法人設立が最近（設立から3年未満）のため、書類（決算報告書、納税証明書）が3ヶ年分ない場合」

②「債務超過の状態である場合」

③「直近3ヶ年分の平均経常損益（又は純損益）がマイナスの場合」

は、「長期収支計画書（様式11）」及び「長期収支計画表（様式11別紙）」を添付してください。

また、法人設立が最近のため書類が3ヶ年分ない場合については、その旨を記載した理由書も合わせて提出してください。

6. 土地登記簿謄本

- ・ 事業の用に供する施設（処理後保管場所を含む。）の分全て必要

7. 処理施設の写真

- ・ 施設の全景
- ・ 処理施設及び設備が確認できるもの
- ・ 銘板のアップ写真
- ・ 処理前・処理後物保管場所
- ・ 保管場所に係る掲示板
- ・ その他事業の用に供する施設

8. 事務所、事業場付近の見取図

9. 事業場内の平面図

- ・ 事業場内の施設・設備の位置が分かるような図面
- ・ 処理前・後物保管場所の寸法が記載されていること

10. 処理前保管場所における保管上限の算定根拠に係る資料

11. 事業場敷地境界における騒音の値が分かる資料

12. 処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

- ア. 平面図、立面図、断面図、構造図
 - ・寸法が記載されていること
 - ・処理能力の根拠となる寸法等が確認できること
- イ. 設計計算書
 - ・処理能力が判断できるもの
 - (例) メーカーのカタログ、実証試験結果など

1 3. 施設の所有権を証する書類

- ・売買契約書の写し、納品書、領収書など
- ・処理施設のみならず、それに付随する施設についても必要
- (例) 破砕施設に付随するバルコンなど

1 4. 産業廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを証する書類 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項第4号)

- ・当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- ・講習会修了証の写し

(講習会受講者)

個人の申請：原則として申請者本人

法人の申請：役員(監査役を含む。政令使用人の場合は、申請人からの委任状、
在職証明書及び組織図の添付が必要)

産業廃棄物処分の場合

1. 新規申請

産業廃棄物処分業新規許可課程又は特別管理産業廃棄物処分業新規許可課程(5年以内)

2. 更新申請または、既に他区域で(特別管理)産業廃棄物処分業許可を有しているとき

上記(1)あるいは、産業廃棄物処分業更新許可課程または特別管理産業廃棄物処分業更新許可課程(2年以内)

※新規講習・・・産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の2種類

※更新講習・・・産業廃棄物と特別管理産業廃棄物は共通

「新規申請の場合の例外規定」

○他県、他市の許可がある場合 更新許可講習(2年以内)で可(県の運用)

○個人許可⇒法人許可

更新講習で可(個人が法人の代表者となることを想定)

○政令使用人⇒法人の役員

変更は認めているが、その者が複数の役員を兼ねる場合は認められない
(確認は不可能)

※施設設置許可（15条許可）を有する場合

15. 施設の設置及び維持管理に関する計画・・・任意様式

16. 技術管理者を証する書類

技術管理者を証する種類としては2種類あります。

①一般財団法人日本環境衛生センター主催の「廃棄物処理施設技術管理者講習」の修了証の添付

③ ①以外の技術管理者の資格を有することを証する書類

【各種証明書入手先】

証 明 書 類	発 行 元
法人登記簿	各法務局（支局を含む）
住民票	市区町村
登記されていないことの証明書 ※成年被後見人、被補佐人とする記録がないことの証明書	各法務局（支局を除く） 郵送請求は東京法務局
納税証明書	申請者住所を管轄する税務署
土地登記事項証明書	各法務局（支局を含む）

(4) 取り扱う産業廃棄物の種類

① 産業廃棄物の分類

申請書の「事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）」の欄には、次のア、イ、ウに掲げる分類に従って記載してください。

ア あらゆる事業活動に伴って発生する産業廃棄物

◆燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃の掃出物など
◆汚 泥	工場排水処理や製品の製造工程で排出される泥状のもの
◆廃 油	潤滑油・洗浄油などが不要になったもの
◆廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など、酸性の廃液
◆廃アルカリ	廃ソーダ液、アルカリ性の廃液
◆廃プラスチック類	廃スチロール、合成繊維くず、合成ゴムなど
◆ゴムくず	天然ゴムのくず
◆金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど

◆ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）
◆鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、不良石炭など
◆がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片など
◆ばいじん	ばい煙発生施設又は焼却施設の集じん施設で集められたもの
◆施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物など）

イ 特定の事業活動に伴って発生する産業廃棄物

◆紙くず	建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷加工業などの特定の業種が排出する紙くず
◆木くず	建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業（家具等のリース業）などの特定の業種が排出する木くず、又は貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係る木くず（業種指定なし）
◆繊維くず	建設業に係わるもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から排出されるもの
◆動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
◆動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
◆動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿
◆動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体

ウ 上記 ア、イの廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物

② 特別管理産業廃棄物の分類

申請書の特別管理産業廃棄物の種類の欄には次の第1表及び第2表の分類に従って記載してください。特に、有害物質を含む特別管理産業廃棄物を取り扱う場合には、第2表を参考にして含有する有害物質の種類を併記してください。

（第1表）

◆廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満の燃えやすい廃油類）
◆廃酸	水素イオン濃度指数が2.0以下
◆廃アルカリ	水素イオン濃度指数が12.5以上
◆感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むか又はその恐れのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管など）

特定有害産業廃棄物	◆廃PCB等	PCB及びPCBを含む廃油
	◆PCB汚染物	汚泥（PCBが染み込んだもの） 紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの） 木くず（PCBが染み込んだもの） 繊維くず（PCBが染み込んだもの） 廃プラスチック類（PCBが付着し、又は封入されたもの） 金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの） 陶磁器くず（PCBが付着したもの） がれき類（PCBが付着したもの）
	◆PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令で定める基準に適合しないもの
	◆廃水銀等及びその処理物	①特定の施設において生じた廃水銀等 ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	◆廃石綿等（飛散性のあるもの）	
	◆第2表に掲げるもの	

(第2表)

有害物質	廃棄物の種類							
	廃油	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥
水銀又はその化合物		○	○	○	○	○		○
アルキル水銀化合物		○	○	○	○	○		○
カドミウム又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○
有機りん化合物		○	○	○				○
六価クロム化合物		○	○	○	○	○	○	○
ひ素又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○
シアン化合物		○	○	○				○
PCB		○	○	○				○
トリクロロエチレン	○	○	○	○				○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○				○
ジクロロメタン	○	○	○	○				○
四塩化炭素	○	○	○	○				○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○				○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○				○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○				○

廃棄物の種類 有害物質	廃油	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○				○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○				○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○				○
チウラム		○	○	○				○
シマジン		○	○	○				○
チオベンカルブ		○	○	○				○
ベンゼン	○	○	○	○				○
セレン又はその化合物		○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○		○		○
ダイオキシン類		○	○	○		○	○	○